

## 公認スノーボード指導者検定基準及び実施要領

### I 公認スノーボード指導員検定基準

1. 公認スノーボード指導者検定規程第8条に基づき、公認スノーボード指導員検定基準及び実施要領を次のとおり定める。

#### (1) 検定内容

検定内容は、実技種目と理論とする。

①実技種目は、次のとおりとする。

(実践種目)

- フリーラン(急斜面)
- フリーラン(中急斜面)
- フリーラン(緩斜面)

(指導種目)

- ミドルターン(中斜面)
- ショートターン(中斜面)
- トラバース～スピンの(緩斜面)

②理論

理論の出題範囲は、TOTAL SNOWBOARDING (SAJ スノーボード教程)、日本スキー教程安全編、教育本部オフィシャルブック、資格検定受検者のために、規約・規定とする。

#### (2) 養成講習

①養成講習は、集合講習12時間、自主学习6時間、加盟団体が実施する。

- 基礎理論 4時間(集合講習3時間、自主学习1時間)
- 指導実習 2時間(集合講習1時間、自主学习1時間)
- 実技実習12時間(集合講習8時間、自主学习4時間)

②講師は、教育本部専門委員、スキー技術員、スノーボード技術員、スキーパトロール技術員等とする。

#### (3) 採点基準

①実技種目は、検定員3名の評価の平均値を当該種目の取得ポイントとする。ただし、ポイントは、少数点第1位を四捨五入とする。

②1種目当たり、100ポイントとし、6種目の評価の合計が480ポイント以上を合格とする。ただし、実技種目の合計が480ポイント以上であっても、6種目中5種目が80ポイント以上でなければならない。

③理論は、100点満点とし、60点以上をもって合格とする。

④養成講習の修了は、実施団体が発行する養成講習修了報告書または所属加盟団体の証明書により確認する。

⑤総合判定は、実技・理論の合格をもって合格とする。

平成10年10月5日	制定
平成12年9月20日	改正
平成14年6月28日	改正
平成15年6月27日	改正
平成21年9月18日	改正
平成23年9月20日	改正
平成29年7月15日	改正
平成30年12月13日	改正
令和2年11月6日	改正